

広島県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十四年三月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

新市三次線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
庄原市高野町新市字新市七六六番地先から 庄原市高野町南字寺沖一三六番一地先まで	旧	三・六〇 五・四〇	五三〇・四〇		
	新	三・六〇 五・四〇	五三〇・四〇		
庄原市高野町新市字裏六七五番二地先から 庄原市高野町南字寺沖一三六番一地先まで	旧	四・〇〇 七・五〇	四五・六〇		
	新	四・〇〇 七・五〇	四五・六〇		
庄原市高野町南字寺沖一三六番一地先から 庄原市高野町南字寺沖一三五番一地先まで	旧	九・四〇 一〇・六〇	四五・六〇		拡幅
	新	九・四〇 一〇・六〇	四五・六〇		